

## 社会福祉法人桜桃会行動計画（第1回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年8月1日～平成24年7月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員… 計画期間中に1人以上取得すること。

女性社員… 取得率を80%以上にする。

〈対策〉

- 平成21年8月～社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
  - 平成23年8月 育児休業制度の拡充(休業期間の延長、複数回取得可、有給とする等)
  - 平成21年8月～育児休業制度や運用についての管理職への研修の実施
- 社内広報紙や説明会の実施などによる社員への育児休業制度の周知徹底

目標2：平成22年3月までに、小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 平成21年8月～社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
- 平成22年4月 制度の導入
- 平成22年4月～社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知徹底

目標3：平成21年9月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

〈対策〉

- 平成21年8月～所定外労働の原因分析等を行う検討チームの設置及び検討開始
  - 平成21年9月～ノー残業デーの開始
- 管理職への研修会の実施(年2回)
- 社内広報誌による社員への周知徹底(毎月)